

| 陸上自衛隊仕様書 |          |       |              |
|----------|----------|-------|--------------|
| 件 名      | 残飯収集処理作業 | 仕様書番号 |              |
|          |          | 作成年月日 | 令和 7年 1月 24日 |
|          |          | 作成部隊  | 都城駐屯地業務隊     |

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、都城駐屯地（以下、「官側」という）の隊員食堂において発生する調理及び喫食後に発生した残飯、残菜等の収集処理作業について規定する。

1.2 残飯収集処理作業の種類

- a) 主食・副食の残飯及び残菜の収集
- b) 残飯庫の清掃及び残飯の搬出
- c) その他、残飯収集処理作業に関し官側が示す事項

1.3 用語の定義

a) 契約担当官

残飯収集処理作業に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として残飯・残菜等処理に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として残飯収集処理作業に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

残飯・残菜等処理を請け負う者

1.4 履行場所

陸上自衛隊都城駐屯地隊員食堂

1.5 契約期間

令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月 31日

1.6 所有権の移転及び危険負担

- a) 残飯及び残菜等の所有権は、請負者が前条項の引渡を受けた時をもって、官側から請負者に移るものとする。
- b) 前項の所有権移転後、残飯及び残菜等にかかわり発生した損害等は、すべて請負者の負担とし、万一事故が発生した場合は、官側は、その責任を一切負わないものとする。

2 残飯収集処理に関する要求

2.1 搬出内容

a) 毎日 1 回の搬出を基準とする。

ただし、官側から示す場合は、その限りでない

b) 請負者は、官側の指定する者の立会のもと残飯<sup>\*</sup>及び残菜等の搬出を行うものとする。

<sup>\*</sup> 残飯は、油分（カレー、シチュー、スープ等）水分を含むもの。

c) 官側が準備する保管容器又は請負者の準備する保管容器を駐屯地に定置するとともに、保管容器ごと搬出するものとし、汚れている場合は自ら清掃・保整に努めるものとする。

- d) 請負者は、残飯及び残菜等について、責任を持って完全に処理しなければならない。
- e) 残菜庫周辺の清潔に努め、残飯等の散乱を防ぐものとする。

## 2.2 受領処置の手続き

受託者に残飯の引渡しを行うときには、その都度、残飯量を確認とする事を基本とし、困難な場合は、次回回収時の伝票をもって確認とする。

## 3 法令及び諸規定等の厳守事項

### 3.1 請負者の出入門

- a) 面会証による出入門  
面会証の交付を受け、立ち入るものとする。
- b) 都城駐屯地への入門については、官側に入門許可証の申請を実施し、交付を受けた者については、入門許可証の提示により出入門する。
- c) 車両の出入門については、官側の許可を得るものとする。
- d) 入門手続き等にかかる諸費用は、請負者の負担で行うものとする。

### 3.2 駐屯地内での行動

- a) 駐屯地内で行動できる場所は、駐屯地内主要道路及び残飯・残菜置場周辺とする。
- b) 駐屯地の中では、次の行動を禁止する。
  - ア) 放火、破壊、窃盗等刑法に抵触する行為
  - イ) 本役務に関する場所以外の写真撮影
  - ウ) 販売、宣伝、布教活動
  - エ) 盗聴器等の設置
  - オ) その他の不法行為

## 4 監督・検査

- a) 収集処理作業の細部については、監督官の指示による。
- b) 収集処理作業終了時に検査官に役務完了の旨を届け出るとともに、検査を受けるものとする。

## 5 仕様書の運用

請負者は、この仕様書に関する疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。